令和８年（フ）第９７号
大分県宇佐市大字四日市1276番地の１　和泉コーポ　２号、前住所大分県豊後高田市高田717番地
債務者　棟方　一念
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３５９号
宮崎市大字熊野9980番地１
債務者　前野　舞
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０３号
鹿児島県霧島市国分中央二丁目11番11―202号　夕日ヶ丘団地
債務者　椎原　早苗
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目23番１―907号　県営大謝名団地２号棟
債務者　川田　慶子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２８９号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅１―502
債務者　當間　綾子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
岩手県花巻市大通り一丁目20番６号
債務者　山崎　龍輝
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１０８号
栃木県栃木市星野町80番地
債務者　青柳カツ子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１２６号
栃木県栃木市平柳町３丁目13番15―２号
債務者　癸生川　恵
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９３０号
京都市東山区本町十七丁目316番地　デトムワン東福寺　303
債務者　中村　一真
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９３７号
京都市伏見区日野西川類16番地27
債務者　伊東　成美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６４号
京都府城陽市寺田島垣内１番地の１　ウエストサイドタウンＣ―206号
債務者　羽月　盛也
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０７０号
京都府宇治市明星町二丁目２番地の39
債務者　松田　裕美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０９９号
京都府宇治市五ケ庄平野56番地の７
債務者　信秋　宣子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２７３号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原231番地13　武知住宅３棟31号室、旧住所徳島県名西郡石井町石井字城ノ内304―４　プリムローズ102号室
債務者　小松　美恵
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５５４号
東京都府中市西府町２丁目24番地の１エバーグレース西府310
債務者　平河内　学
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６４７号
東京都八王子市南浅川町3159番地
債務者　石原三枝子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２５１号
佐賀県多久市多久町2016番地１　しみず園、前住所佐賀県杵島郡白石町大字福富1423番地27
債務者　中村　靖雄
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係